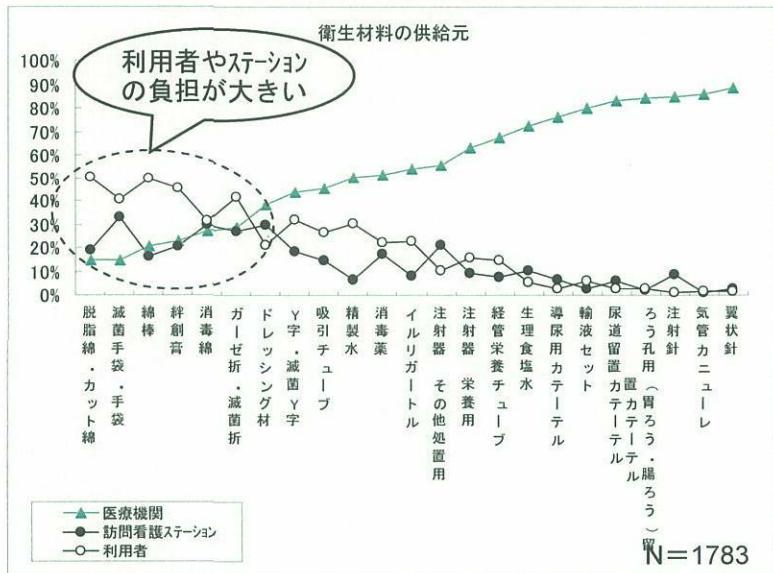


衛生材料の円滑な供給体制について

在宅療養指導管理料算定者の衛生材料の供給元(費用負担者)



在宅療養指導管理料算定者に対する訪問看護ステーション職員の衛生材料の手配・運搬・滅菌等の支援

支援の内容	全体 (N=1783)	
	ありの人数	割合(%)
物品の手配・連絡	1150	64.5%
物品の預かり	614	34.4%
必要量の準備・確認	1134	63.6%
利用者宅への搬送	1026	57.5%
利用者宅での確認	1191	66.8%
利用者宅から引き取り・運搬	451	25.3%
物品の廃棄	513	28.8%
物品の滅菌・消毒等	501	28.1%
故障・不具合の連絡	295	16.5%

- 薬事法により訪問看護ステーションでは衛生材料等の管理ができないため、カテーテルの閉塞、点滴のつまりなど、トラブル発生時に訪問看護師が迅速な対応が困難。
- 在宅療養指導管理料算定者に必要な衛生材料・医療材料は主治医から供給される仕組みになっているが、実際には、脱脂綿、滅菌手袋、消毒綿、ガーゼ、ドレッシング材など、利用者の個人負担やステーションからの持ち出しも多い。
- 卫生材料・医療材料が量・質ともに適切な時に供給されるシステムづくりが不可欠。

出典:全国訪問看護事業協会 平成19年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業の報酬体系・提供体制のあり方に関する調査研究事業」(実施中)